

第 11 次帯広市交通安全計画の計画期間の延長について

計画期間の延長理由について

交通安全対策基本法では、「都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。」としており、帯広市では現在、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする第 11 次帯広市交通安全計画を推進しています。

国の第 11 次交通安全基本計画及び北海道の第 11 次交通安全計画は、計画期間が令和 7 年度までとなっており、令和 8 年度から令和 12 年度までの次期計画について、国では令和 8 年 3 月に策定予定、北海道では国の計画を踏まえて令和 8 年 7 月頃に策定予定となっています。

帯広市の次期計画については、北海道の次期計画と整合を図りながら策定する必要があることから、令和 8 年度中に策定することとし、計画期間を令和 9 年度から令和 13 年度とする考えです。

このため、現在の計画を 1 年間延長し、令和 8 年度までとする方針で、現在庁内での検討を進めているところです。方針が決まり次第、帯広市議会に報告する予定としており、その際には委員の皆様へも改めて通知いたします。なお、変更後の計画期間においても、従前から掲げている目標の達成に向け、取り組みを継続していきます。